

# 第 37 回教研集会

## 「大学改革にどう向きあうか」

### レポート集

日時：2014年12月12日 18時00分～19時30分

場所：法文学部 棟2階 多目的室 1

1. 中央執行委員会報告

「平成26年度の大学との団体交渉経過について」

書記長 大谷 修 二氏

2. 支部報告

① 「学部・研究科の組織改革について」

総合理工支部 酒井 哲 弥 氏

② 「大学改革にどう向き合うか」

～予算減少に対する意見，若手教員の意見の紹介～

生物資源支部 門 脇 正 行 氏

③ 「学内規則改正を巡る法文支部の活動」

法文支部 内 藤 忠 和 氏

④ 「職員アンケートに見る法人化10年」

職員支部 山 根 冬 彦 氏

⑤ 「教育学部の現状」

教育支部 栢 野 彰 秀 氏

島根大学職員組合

# 平成 26 年度教研集会 職員組合中執レポート

## 書記長 大谷修司 2014 年 12 月 12 日 (金)

### 平成 26 年度の大学との団体交渉経過について

#### I. 大学との団体交渉

##### 団体交渉に至るまで

新執行部にとっての、今年の大きな団体交渉のテーマは昨年度から継続している「55 歳超昇給停止問題」であった。この問題は島根県労働委員会の斡旋という形をとり、合意書に基づいて大学と組合が今後真摯に協議するという事になっていった。

大学からは 8 月から 9 月に代償案を提示し、組合と交渉を行うことになっていたが、この件での意見交換がなされたのが 10 月 1 日であり、その後大学側からの団体交渉の日程の提案がないまま経過した。そのため、組合から団体交渉の日程調整を要求した。大学から 11 月 18 日に団体交渉をする提案があったが、大学の主な交渉内容は平成 26 年 12 月 1 日施行予定分、及び平成 27 年 4 月 1 日施行予定分の給与規定の改正についてであり、55 歳超昇級停止問題は二つ目の交渉内容であった。事前の調整で組合は 55 歳超昇級停止問題が先行する交渉であり、その後給与規定の改正について交渉すべきと主張し、実際の団体交渉は組合の主張順に行われた。今回の給与改定は不利益変更を含むので事前に周知し、組合と交渉を重ねて互いに合意がえられるまで真摯に話し合うことが必要な交渉内容であるが、わずか 13 日前での交渉開始であった。以下、2 回の団体交渉の主な大学の主張、組合の主張を記す。

##### 団体交渉での大学の主張

1. 給与は人事院勧告に準拠する。
2. 人件費は各セグメントに年度当初に配分しているため大学はセグメントから返却されないかぎり、手をつけることができない。
3. 大学には人件費がないので 55 歳超昇給停止問題について代償措置を金銭で行うことができない。

##### 団体交渉での組合の主張

1. 島根大学は法人化しているのであり、給与改定は人事院勧告に準拠するのではなく、大学独自の考えをもとに行う。
2. 55 歳超昇級停止問題での給与の不利益変更は給与で代償措置をとる。
3. 島根大学独自の工夫と学長のリーダーシップで代償措置のための人件費を確保する。

## 第1回団体交渉（11月18日）

### ○55歳超昇級停止問題の交渉内容

55歳超昇級停止問題の代償措置については、大学は、一時金等で代償するための予算のために、すでに学部に配分された人件費を大学へ返却することを経営評議会や学部長懇談会の席で、のべたが、賛同が得られなかったという。結論として人件費予算がないので金銭的な代償措置はできないというものであった。大学の提案は人件費が使えないので、インセンティブとして研究費や旅費を配分する、特別休暇を与える、カウンセラーを配置するというものであった。組合は給与は給与でという一貫した主張を行い、不利益を受けた全員が支給されるべきものが、評価をもとに研究費等を支給するインセンティブは不平等であり、また支給されたとしてもこれから新たに研究費を執行することは困難であること、特別休暇を支給されても代休を休めないこともあり実際の効果は教員ではうすいことを主張した。

組合としては金銭的な代償をするための大学としての工夫はないのか、このような場合、一般企業の場合は経営陣はどのような対処をするのか等、代替案を問い正したが、新たな提案はこの交渉ではなく、継続審議となった。

### ○給与規定の改正の交渉内容

給与規定改定について大学からまず説明があり、11月中に組合いと妥結したいというものであった。組合からは12月1日からの増額される部分の改訂では合意は可能だが、来年の4月以降の改訂は3年間の現給保障がなされるものの、不利益変更を含む内容で有り、11月中での合意は難しいので、二つに分けて交渉できないか意見を述べたが、大学は一括して妥結を行いたいとのことであった。

大学は給与改定の根拠については、人事院勧告に準拠することが社会的な説明として最も妥当であるということを繰り返し、組合が主張する島根大学の工夫については語られることがなかった。今回のように給与を増額する場合も人事院勧告に準拠するので、給与を減らす場合も準拠するという説明であった。

## 第2回交渉（11月26日）

### ○55歳超昇級停止問題の交渉内容

組合としては給与に関する代償は給与でと、これまでと同様に強く求めたが、大学側は研究費、旅費等の配分、特別休暇、カウンセラーの配置等で代償するとの主張で、一時金等の提案は今回もなかった。前回の交渉と同様に研究費をこれから執行すること、特別休暇を取得しても実際に休めないことなどを主張したが、大学側からは新たな提案はなかった。組合から理事や管理職の給与の減額も含めての代償措置の再提案をもとめ、大学側も検討することで継続審議となった。

#### ○給与規定の改正の交渉内容

12月1日施行予定分は俸給表の引き上げとボーナス増額等プラスの改正であり、組合としては合意した。平成27年4月1日施行予定分については3年間の現給保障がなされるもののそれ以降平均2%の給与を減額する不利益変更であり、構成員の理解を得るには十分な時間がなく、現時点での妥結は困難と主張した。大学はあくまでも平成26年12月1日施行予定分、平成27年4月1日施行予定分はセットの給与改定であり分けて交渉することはできないと主張した。給与改定案を組合がここで全面的に拒否をした場合、12月のボーナス支給等がなされなくなることで、来年4月1日以降に退職される教職員の退職金の支払いに滞りが生じることがあり、苦渋の決断であったが、3年後の不利益変更の部分に関しては継続審議を行うということに条件にこの給与改定案に合意した。

#### ○給与の人事院勧告準拠の大学の対応に関して

これまでの交渉で大学側は常に給与は人事院勧告に従うことを主張した。一方、組合は島根大学は法人化しているものであり、大学独自の経営努力、判断で給与について規則改正することを強く主張してきた。今回の交渉でも大学側からはこの繰り返し説明がなされた。しかし、交渉の中で、下記の確認事項のように「人事院勧告の扱いについては、これを基礎として経営判断により柔軟に対応する。」との大学側の発言をひきだした。

#### ○11月26日団体交渉確認内容

1. 平成26年12月1日施行予定分及び平成27年4月1日施行予定分の職員給与規程等の改正については合意するが、平成27年4月1日施行予定分俸給表改正に伴う3年後に生じる不利益変更の代償措置については交渉を継続する。
2. 55歳を超える職員の昇給停止についての代償措置については、島根大学が前向きな提案をする。
3. 人事院の国会及び内閣に対する職員の給与の改定に関する勧告の扱いについては、これを基礎として経営判断により柔軟に対応する。

## II. センター職員の問題

### ■機構化に伴う問題

- ・人事権・予算権がセンターから奪われ、センター運営会議では人事はできなくなった。人事については、機構運営会議で決定。そこで決定しても、最終決定に至らない可能性もある。
- ・予算はセンターに直接降りず機構に降り、機構で配分が決まる。さらに機構としての予算は無いので、センターから5%ずつ差し引かれたが、センター側では予算不足なので、結局補正でさしもとされた。現在のところは変化はないということになるが、今後はわからない。
- ・センター教員の「情報過疎」の問題。教授会は無く、機構会議では、機構で決まったこと

が報告され周知が図られる完全に上意下達の間となつている。機構化に伴つて改善した面もあるという指摘もあるが、全体のしくみとしては変わつていないという指摘もある。

#### ■現在の大学執行部の問題

・現場の実態と乖離した、不要とも思える新規事業を多く命じられ、業務に支障をきたしている。自治体との包括協定や国際交流協定締結が多い。

#### ■センター教員の処遇の問題

- ・任期制の問題（労働法改正によつて、無任期に転換してもらえるのか不明）。
- ・任期制＋実務教員という存在の矛盾。事務との境界が不明瞭。
- ・昇任基準の不透明性。
- ・実務教員が一段低く見られているという現実。
- ・教員研究費を配分されるかどうかすら不明という指摘。
- ・大学執行部直属という難しさ。

「センター職員の問題」のまとめは法文支部 佐々木先生が2014年7月11日にとりまとめられた資料を大谷が加筆修正。

## 総合理工学部支部 レポート

学部・研究科の組織改革に関して、総合理工学部・研究科は一連の組織改革が一段落し、新たな体制での教育を実施している最中である。

(1) 学部の組織改革について 24年度から学部の名称変更 編入学定員を削減した。

総合理工学部 物質科学科 (変更なし)

地球資源環境学科 (変更なし)

数理・情報システム学科 (変更なし)

電子制御システム工学科 → 機械・電気電子工学科

材料プロセス工学科 → 建築・生産設計工学科

(2) 大学院の組織改革

### 博士前期課程

平成 24 年度に大学院重点化を実施。前期課程はこれまでの 5 専攻体制から 1 研究科 1 専攻 8 コースの体制に改めた。定員も 112 名から 124 名と 12 名増となった。

23 年度まで

総合理工学研究科 物質科学専攻 →  
地球資源環境専攻  
数理・情報システム専攻  
電子制御システム工学専攻  
材料プロセス工学専攻

24 年度から

総合理工学専攻 理工・医連携コース  
物理・材料科学コース  
物質化学コース  
地球資源環境学コース  
数理科学コース  
情報システム学コース  
機械・電気電子工学コース  
建築・生産設計工学コース

### 博士後期課程

学年進行に伴って、26 年 4 月に改組を行った。前期課程と同じく 1 専攻化した。

25 年度まで

総合理工学研究科 マテリアル創成工学専攻 →  
マテリアル開発工学講座  
マテリアル循環プロセス学講座  
電子機能システム工学専攻  
電子情報システム工学講座  
電子機能集積工学講座

26 年度から

総合理工学専攻  
理工学際創成コース  
数理・物質創成化学コース  
地球科学・地球環境コース  
機械電子情報工学コース

(3) 新入組合員歓迎会実施

9 月 30 日に実施 昨年度の新入組合員も合わせて 7 名の方々に対する歓迎会を開催した。学術的な共同研究の話題なども含めて盛り上がり、特に異なる学科・分野間の教員同士をよく知るまたとない機会となった。引き続き新任教員をターゲットに声かけを継続。

**生物資源科学部支部報告**  
**「大学改革にどう向き合うか」**  
**～予算減少に対する意見，若手教員の意見の紹介～**

**【はじめに】**

生物資源科学部支部では「大学改革にどう向き合うか」というテーマに対し，以下 2 点について特に着目することとしました。

1. 近年減額されている教育・研究基盤経費などの予算について
2. 近年着任された若手教員が島根大学で働いて「困っていること」など

この 2 点についての意見や解決策を集めることで今後の職場環境改善に活かしていきたいと考えました。

**【予算の減額に対する意見・疑問】**

- 1) 電気代の削減

学部の電気代が教員一人頭約 100 万円であるので，これを何とかしなければならない。電力会社の選択や電気使用量調査の徹底，施設全体の空調方法の検討により電気料金あるいは電気使用量を削減することで電気代を減らす。そもそも，教育・研究基盤経費が予算減少のバッファーになっていることがおかしい。他の経費で対応すべきでは。

- 2) 学部の研究報告の冊子体を止めて，電子媒体化すれば予算の削減になるのでは。
- 3) 学内の業者による清掃の頻度を減らしても良いのでは。
- 4) 政府に対して

唯一の資源が人間なのに，どうして教育や研究に充てる予算を減らすのだろうか？

- 5) 大学執行部に対して

元々パイが小さいのに，どうして多めに切り取るのだろうか？貧しい者同士で，平等に分配すればよいのに。どうして予算の配分が，あんなに遅れるのだろうか？

**◆他学部の例・意見**

- 1) 卒業研究や授業でのレポート集の印刷・製本に学部長裁量経費を当てていたが，これを制限する傾向にある。エレベータの利用制限をしている。
- 2) 目的積立金が「複数年にわたるプロジェクト」にしか使えず，大学の財政基盤の強化に使えないのが最大の無駄だと思う。経営努力で生じた剰余を財政基盤の強化にまわし，運営費交付金に頼らない体質を作ることが税金の無駄を一番省けるのに，何故文科省はそれを許さないのか，不思議である。

## 【予算以外のことに対する意見・疑問】

- 1) 大学院の中間発表について（止めてはどうか）  
実施による効果（大学院教育の見える可）が薄い，通常の指導により教育面での充実  
は図られている
- 2) 保護者面談について  
実施する意義と教員が忙しい中で労力対効果が疑問
- 3) 学会の大会運営について  
島根大学で大会を運営する際に看板，掲示物や名札等，共通の物品あるいはフォーマ  
ットがあると個別の労力が軽減されるのでは。

## 【若手教員の意見・疑問など】

- 1) 予算の配分が遅く，安心して物品購入ができない。
- 2) 事務関係の手続きや規則が本部と学部で異なる。あるいは，問い合わせ先（部局，個  
人）によって回答が異なる。
- 3) 事務関係の規則が更新されても通知がない場合が多く，従来の規則に忠実に従って手  
続きをしても，ルールが変わったと修正を要求される（旅費手続きなど）。
- 4) 喫煙所が通路などの脇にあるばかりでなく，学生のみならず教職員の多くもドアや窓  
を開けばなしで喫煙しており，総じて本学の喫煙者はモラルが低い。
- 5) チューターや保護者面談の存在，答案の一括返却，1 回生の履修相談など，学生の面  
倒を真剣にみる。
- 6) 教員の多様さ，強烈的な個性があるにもかかわらず，なんとなくまとまっている。
- 7) 絶えずどこかを工事している
- 8) 廊下にもものを置いてはいけないということが徹底されている。
- 9) 助教にも個別の部屋がある。
- 10) よく組織改編をする
- 11) リラクゼーションルームなどがある
- 12) 機器の運用・経費について  
共通機器を使用した際の消耗品代を物品で支払う形しかないこと，また外部から依頼  
を受けた場合にこちらの手間賃を請求できずに，これも物品で支払う形になるので，  
教員が請求書を出せるような規則の作成を進めて頂きたいと思います。
- 13) 年俸制について  
今後，私達教員にも適用されるのではないかという不安を持っている。
- 14) 給与の減額について  
大学の予算が減っていますので，ある程度は受け入れなければならないと思います。  
しかし，教職員に給与の減額を強いる以上，まずは執行部が率先して行うべきではな  
いかと考えます。

15) 教授会について

議題に比べて報告事項が多すぎるのではないかと思います。

16) 「新規採用教員に対するスタートアップ事業」について

経費の用途が限定されており（机，椅子，PC など），研究機器の購入は対象外である。

研究機器なども購入できる融通のきく経費にして欲しい。新任教員には不親切な気がする。

# 「学内規則改正を巡る法文支部の活動」 教研集会 2014 資料

141212 法文支部長 内藤忠和

## 1. 事態の推移

- 6月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」 公布  
8月29日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」公布  
10月20日 支部緊急学習会開催  
10月22日 塩飽理事が法文学部教授会を訪問、説明？  
11月19日 法文学部 教授会において学内規則改正案が示される  
@@  
12月中旬 文科省への報告（予定）  
15年4月 学内規則改正

## 2. 背景にある文科省省令

目次 \*①②については時間の都合もあり、かなり端折ったものにしました。

- ① p1～p4 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」からの抜粋
- ② p4～p5 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」別添資料からの抜粋
- ③ p6～ 国立大学法人島根大学管理学則の一部を改正する学則（案）による新旧対照表

○ 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」からの抜粋

(2014年8月29日公布 2015年4月1日施行)

### 第一 改正の趣旨

大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

## 第二 改正の概要

### 1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正

#### (1) 副学長の職務（第 92 条第 4 項関係）

#### (2) 教授会の役割の明確化（第 93 条関係）

教授会については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきたが、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、以下のとおり改正を行ったこと。

1) 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。（第 93 条第 2 項）

2) 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしたこと。（第 93 条第 3 項）

<教授会は審議機関、決定を下すのは学長という考えが明文化されています。>

### 3. 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正

#### (2) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業（第 144 条関係）

学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業について、教授会の議を経て、学長が定めることとしている現行規定を削除したこと。<本資料 p 2～3「留意事項」(4)でも触れていますが、教授会が関わっていけないとは書いていないので、ここは従来通り議論できる体制を残したいところです。>

### 4. 国立大学法人法施行規則（平成 15 年文部科学省令第 57 号）の一部改正

#### (2) 教育研究上の重要な組織の長等の任命（第 7 条の 2 関係）

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 26 条の規定による学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命は、学長又は機構長の定めるところにより行うものとしたこと。<学部長選考の規定についてもどういった改正案が出てくるか注意が必要です。><<（11 月 19 日付記）学内規則改正案では学部長候補者を一人に絞らず「必要に応じ面接」する形に変わっています。

## 第三 留意事項

2) 学校教育法第 93 条第 2 項各号に掲げる事項については、教授会に意見を述べる義務が課されていること。学長に対しても、教授会に意見を述べさせる義務を課しているものと解されるが、学長は、教授会の意見に拘束されるものではないこと。

4) 学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号で規定された以外の、学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合など様々な事情があり得ることから、学校教育法施行規則第 144 条は削除し、教授会が意見を述べることを義務付けないこととしたこと。

ただし、懲戒としての退学処分等の学生に対する不利益処分については、教授会や

専門の懲戒委員会等において多角的な視点から慎重に調査・審議することが重要であることから、同施行規則第 26 条第 5 項において、学長は、学生に対する同施行規則第 26 条第 2 項に規定する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならないこととしたこと。

5) 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれており、その他学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。

6) 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項」には、キャンパスの移転や組織再編等の事項も含まれ得ると考えられるが、具体的にどのような事項について教授会の意見を聴くこととするかは、学長が、各大学の実情等を踏まえて判断すべきこと。<組織再編は教育研究に関わる重要事項であり、この部分は教授会の意見を尊重するよう執行部に確認しておいた方が良いでしょう。>

7) 学校教育法第 93 条第 2 項各号に掲げる事項以外の事項についても、教授会は、同条第 3 項に規定する「教育研究に関する事項」として審議することが可能であること。なお、同法第 93 条第 3 項前段の「審議」とは、字義どおり、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではないこと。<教授会には決定権がないこと、あくまで学長が決定権を持つことが何度も強調されています、ただし、現実問題学長独りで詳細に至るまで吟味し決定することは事実上不可能ですので、教授会が「学長からの委任」を受けて審議する部分を残しておきたいものです。>

10) 学校教育法第 93 条第 2 項及び同条第 3 項後段に基づき教授会が述べた意見は、それぞれ法律に基づき述べられた意見であるが、いずれの意見についても、これを受けた学長等が最終的に判断すべきこと。なお、同法第 93 条第 2 項については、法律が学長が決定を行うに当たり教授会に意見を述べる義務を課していることを踏まえると、当該教授会の意見を慎重に参酌すべきこと。<学長が教授会の意見を採らない場合、その理由及び議論の詳細を公開するよう求めることができる仕組みが必要かもしれません。>

12) 学校教育法第 93 条第 3 項後段の「学長等の求めに応じて、意見を述べることができる」とは、学長等が教授会の意見を求める場合に、これに対して教授会が意見を述べるという関係を確認的に規定したものであること。学長の求めがない場合の取扱いについては、法律では規定していないが、教授会が教育研究に関する事項について審議した結果を、事実行為として学長等に対して伝えることは差し支えないこと。

13) 1) から 12) までの前提の上で、円滑な大学運営を図るという観点から、学長と教授会が適切な役割を果たし、意思疎通を図っていくこと。

14) 教授会は、必ずしも学部や研究科単位で置かなければならないものではなく、全教員から構成される全学教授会や、学科や専攻ごとに置かれる教授会、教育課程編成委員会や教員人事委員会など機能別に組織される教授会など多様な在り方が考えられることから、教育研究の実態を踏まえながら、各大学において、適切な教授会の設置単位の在り方

について再点検を行うこと。<これは非常に怖い文言であると感じております、各セグメントの多様なありかたと教育研究の円滑な運営を維持するためにも、各セグメントごとに教授会を置くことは必要である、と確認しておいた方がよいでしょう。

15) 教授会の役割を明確化する観点から、個人情報等の取扱いには十分に留意した上で、議事次第や議事概要等のホームページでの公表など適切な方法によって透明化を図ること。

### 3. 改正の基本的な考え方

#### 3) 学長と教授会の関係

なお、学長が教育研究に関する判断を行うに当たって、その判断の一部を教授会に委任することは、学長に最終的な決定権が担保されている限り、法律上禁止されるものではないこと。しかしながら、教授会の判断が直ちに大学の判断となり、学長が異なる判断を行う余地がないような形で権限を委譲することは、学長が最終的な決定権を有すると規定している法律の趣旨に反するものであること。<この部分を最大限活用したいものです。

#### (3) 内部規則の総点検・見直し

2) 内部規則の総点検・見直しの作業は、法改正の趣旨を学内等の教職員に広く周知・徹底した上で、全学的に実施すること。<一回の教授会訪問でもう終わったわけではないことを各セグメントで釘を刺しておくべきではないか？

#### (4) 大学の自治の尊重

「大学の自治」とは、大学が、学術の中心として深く真理を探究することを本質とするに鑑みて、大学における「学問の自由」(憲法第 23 条)を保障するため、教育研究に関する大学の自主的な決定を保障するものと理解されている。

教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 7 条第 2 項においても、大学の自主性・自律性を尊重することが規定されており、今回の法改正は「大学の自治」の考え方を変更するものではないこと。繰り返し学長>>教授会という構図を強調しながらも、ぎりぎりで「大学の自治」を言及していることを最大限活用すべきではないかと考えます。

○ 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について(通知)」別添資料からの抜粋政府および関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

三 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。

<この「均衡のとれた配置」というのが非常に気になることです。

1. 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(参議院文教科学委員会)

政府および関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

二 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

六 本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の開催など関係者に改正の趣旨について周知につとめること。

<法人化の議論の際も「付帯決議」は付けられましたが、全く省みられていない以上、あまり当てにはできないという印象です。

@@

学習会を受けて、法文支部では以下の項目を塩飽理事に質問したが、塩飽理事からはまっとうな回答は得られなかった。

・従来教授会の審議事項となってきた7項目（一 諸規則の制定及び改廃に関する事項・二 教員の任免その他人事に関する事項・三 予算に関する事項・四 教育課程に関する事項・五 授業及び試験等学業に関する事項・六 学生の身分及び厚生補導に関する事項・七 その他学部の教育、研究及び運営に関する事項）は学内規則改正後も「教育研究の重要事項」として維持される。

<提示された改正案はかなり審議事項が制限されていた

・文科省令および参議院付帯決議において言及されているように、規則改正の作業は説明会の開催など構成員に広く周知徹底することを義務付けられているが、誠実にこれを実施する（22日の説明で終わりではないですよ？と念押しする）。<実際には誠実さの欠片もない説明だった

・教授会の意見を聴いた上で下した学長の決定がこれに反する場合、どういう過程でそうした決定を下したのか記録を残し、その決定に到る過程を開示する手続きを規則として明文化する用意はしているのか。

<全く考慮された痕跡がなかった

・規則改正の手続きはどのようなスケジュールで進められる予定か、またどの部分をいつ構成員に説明しつつ作業が進むのか。<他セグメントではどのように説明があったのかご教示下さい

そして11月教授会で提示された学則改正案が以下のとおりです、文科省令をそのまま用いた部分と現執行部独自の意向が反映された部分が混在しています。

なお、個人的な意見としては；

- \* 教授会での審議事項は最大限明文化しておいた方がよい。
- \* 2 学部長選考についても従来の学部の意向を重視する形にしておいた方がよい。
- \* 3 評議会のメンバー基準については断固阻止すべし、百年の禍根、愚挙である。

4月1日の施行までに各セグメントから問題提起、意見提出をお願いします。

国立大学法人島根大学管理学則の一部を改正する学則（案）による新旧規定対照表

改正規定（案）	現行規定
<p>【第23条関係】 （副学長） 第23条 本学に副学長を置く。 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>【第40条関係】 （教授会等） 第40条 本学の各学部、総合理工学研究科及び法務研究科（以下「学部等」という。）に教授会を置く。 2 前項の教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 4 本学の各機構については、機構管理委員会を置く。 5 教授会及び機構管理委員会に関し、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>【第23条関係】 （副学長） 第23条 本学に副学長を置く。 2 副学長は、学長の職務を助ける。</p> <p>【第40条関係】 （教授会等） 第40条 本学の各学部、総合理工学研究科及び法務研究科（以下「学部等」という。）における教育研究に関する重要事項を審議する組織として、教授会を置く。</p> <p>改正学校教育法93条のまま</p> <p>後ろにある「教授会の意見を聴くことが必要なもの」</p> <p>★学部内規則や学部予算などはこちらか？</p> <p>2 3 本学の各機構については、機構管理委員会を置く。 教授会及び機構管理委員会に関し、必要な事項は、別に定める。</p>
<p>改正学校教育法92条</p> <p>【第23条関係】 （副学長） 第23条 本学に副学長を置く。 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>【第40条関係】 （教授会等） 第40条 本学の各学部、総合理工学研究科及び法務研究科（以下「学部等」という。）に教授会を置く。 2 前項の教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 4 本学の各機構については、機構管理委員会を置く。 5 教授会及び機構管理委員会に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>【第23条関係】 （副学長） 第23条 本学に副学長を置く。 2 副学長は、学長の職務を助ける。</p> <p>【第40条関係】 （教授会等） 第40条 本学の各学部、総合理工学研究科及び法務研究科（以下「学部等」という。）における教育研究に関する重要事項を審議する組織として、教授会を置く。</p> <p>改正学校教育法93条のまま</p> <p>後ろにある「教授会の意見を聴くことが必要なもの」</p> <p>★学部内規則や学部予算などはこちらか？</p> <p>2 3 本学の各機構については、機構管理委員会を置く。 教授会及び機構管理委員会に関し、必要な事項は、別に定める。</p>

四角の中は吹野のコメントです

11/26 am Parkin

国立大学法人島根大学役員規則の一部を改正する規則(案)による新旧規定対照表

改正規定(案)	現行規定
<p>【第3条関係】 (学長の職務) 第3条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">92条3項の中身(従来どおり)を書いた</p> <p>附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>【第3条関係】 (学長の職務) 第3条 学長は、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。</u></p>

国立大学法人島根大学経営協議会規則の一部を改正する規則（案）による新旧規定対照表

改正規定（案）	現行規定
<p>【第2条関係】 （組織） 第2条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 理事 三 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもの 8名 2 前項第3号の委員は、管理学則第7条に規定する島根大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。</p> <p>【第4条関係】 （審議事項） 第4条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 二 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 三 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 三 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 六 その他法人の経営に関する重要事項</p> <p>附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>【第2条関係】 （組織） 第2条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 理事 三 事務局長 四 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもの 8名 2 前項第4号の委員は、管理学則第7条に規定する島根大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。</p> <p>【第4条関係】 （審議事項） 第4条 経営協議会は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第20条第4項各号に掲げる事項を審議する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>中身(従来どおり)を書いた</p> </div>

国立大学法人島根大学教育研究評議会規則の一部を改正する規則（案）による新旧規定対照表

改正規定（案）	現行規定
<p>【第2条関係】 （組織） 第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 一 学長 二 常勤の理事 三 副学長のうちから学長が指名する者1名 四 各学部長（総合理工学部長を除く。） 五 総合理工学研究科長及び法務研究科長 六 医学部附属病院長 七 各学部（総合理工学部を除く。）及び総合理工学研究科から選出された教授並びに機構に置くセンター等の長又は教授のうちから12名以内</p> <p>改正国立大学法人法 12条3項 いじり</p> <p>学部代表ではなく、全学的見地での委員という説明。 ★「選出」とある点は大切</p> <p>【第4条関係】 （審議事項） 第4条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。 一 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人島根大学経営協議会規則（平成16年島大規則第2号。以下「経営協議会規則」という。）第4条第1号に掲げる事項を除く。） 二 中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会規則第4条第2号に掲げる事項を除く。） 三 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 四 教員人事に関する事項 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p>	<p>【第2条関係】 （組織） 第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 一 同左 二 同左 三 副学長 四 同左 五 同左 六 同左 七 機構に置くセンター等の長又は教授のうちから2名 八 各学部（総合理工学部を除く。）から選出された教授 各2名 九 総合理工学研究科から選出された教授 2名 十 事務局長</p> <p>★七八九項の変更は問題多し。 現行どおり、または現行の内容の申し合わせの 制定を要求したい。その説得ロジック必要</p> <p>【第4条関係】 （審議事項） 第4条 教育研究評議会は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第21条第3項各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>中身をそのまま</p>

- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他本学の教育研究に関する重要事項

附 則

この規則是、平成27年4月1日から施行する。

島根大学部局長選考規則の一部を改正する規則（案）による新旧規定対照表

改正規定（案）	現行規定
<p>【第6条関係】 (申出) 第6条 学部等教授会は、当該部局長候補者を決定したときは、学長に申し出るものとする。</p> <p>あえて人数を書かず</p> <p>「必要に応じて」を入れてある</p> <p>↓</p> <p>【第7条関係】 (選考及び任命) 第7条 学長は、前条の申出があつたときは、必要に応じて当該部局長候補者の面接を行い、部局長を選考し任命する。</p> <p>【第8条関係】 (任期) 第8条 部局長の任期は、当該学部等教授会の意見を聴取し、学長が定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>【第6条関係】 (申出) 第6条 学部等教授会は、当該部局長候補者1名を決定したときは、学長に申し出るものとする。</p> <p>【第7条関係】 (選考及び任命) 第7条 学長は、前条の申出に基づき、<u>教育研究評議会の議を経て</u>、部局長を選考し任命する。</p> <p>【第8条関係】 (任期) 第8条 部局長の任期は、<u>当該学部等教授会において</u>定める。</p>

国立大学法人施行規則(省令)第7条の2に、学部長の任命権が学長にあることが明確化された。  
 ギリギリ許される範囲でフアジーなものとしたと説明(候補者人数を書かず、面接も「必要に応じて」とした)  
 ★評議会では、明確化(複数候補者・常に面接となりかねない)を求める声もあった。  
 ここはフアジーな原案を支持するべきではなからうか。  
 任期の開始時期は学部でバラバラだが、2年で続けての再任1回までなどが共通していれば、その旨を入れるように要望したい。

島根大学教員選考基準の一部を改正する規則（案）による新旧規定対照表

改正規定（案）	現行規定
<p>【第2条関係】 （選考） 第2条 教員の選考に当たっては、各方面から広く優れた人材を求めると め、「島根大学における教員人事の指針」に基づき選考する。</p> <p>附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>【第2条関係】 （選考） 第2条 教員の選考に当たっては、各方面から広く優れた人材を求めると め、島根大学における教員人事の指針（平成16年4月1日教育研究評議 会決定）に基づき選考する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>括弧の中をとっただけ。（たぶん「決定」がマズい）</p> </div>

島根大学名誉教授称号授与規則の一部を改正する規則(案)による新旧規定対照表

改正規定(案)	現行規定
<p>【第4条関係】 (選考) 第4条 名誉教授の称号授与の選考は、<u>教育研究評議会の議を経て</u>、学長が行う。</p> <p>2 第2条第1号又は第3号に該当する者があつたときは、当該学部長(総合理工学部長を除く。)、総合理工学研究科長及び法務研究科長は、<u>教授会の議を経て</u>、学長に推薦する。</p> <p>3 学部(総合理工学部を除く。)、総合理工学研究科及び法務研究科に所属しなかつた者が第2条第1号又は第3号に該当したときは、学長が発議するものとする。</p> <p>4 第2条第2号に該当する者については、学長の発議又は評議員の3分の1以上の推薦により、<u>教育研究評議会に諮るものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>「議に基づき」では学長が決めていないと言われる</p> <p>【第4条関係】 (選考) 第4条 名誉教授の称号授与の選考は、<u>評議会の議に基づき</u>、学長が行う。</p> <p>2 第2条第1号又は第3号に該当する者があつたときは、当該学部長(総合理工学部長を除く。)、総合理工学研究科長及び法務研究科長は、<u>教授会の3分の2以上の賛同を得て</u>、学長に推薦する。</p> <p>3 学部(総合理工学部を除く。)、総合理工学研究科及び法務研究科に所属しなかつた者が第2条第1号又は第3号に該当したときは、学長が発議するものとする。</p> <p>4 第2条第2号に該当する者については、学長の発議又は評議員の3分の1以上の推薦により、<u>評議会に諮るものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>教授会の賛同を得ないと推薦できないのでは、教授会に決定権の一部があると言われる</p> </div>

島根大学客員教授及び客員准教授選考規則の一部を改正する規則（案）による新旧規定対照表

改正規定（案）	現行規定
<p><b>【第2条関係】</b> （選考及び資格）</p> <p>第2条 客員教授等の選考は、本学に常時勤務する職員以外の者で、本学において引き続き3月以上専攻分野について教育又は研究に従事するもの又は外国人研究員のうちから、当該学部教授会等（各学部又は各研究科にあつては教授会又は研究科委員会、各機構にあつては機構管理委員会、評価室、男女共同参画推進室、地域課題学習支援センター及び山陰法実務教育研究センターにあつては教員人事小委員会をいう。）の議を経、学長が行う。</p> <p>2 前項の選考は、島根大学教員選考基準（平成16年島大規則第85号）に準拠し、客員教授にあつては本学の教授と、客員准教授にあつては本学の准教授と同等以上の資格があると認められる者について行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p><b>【第2条関係】</b> （選考及び資格）</p> <p>第2条 客員教授等の選考は、本学に常時勤務する職員以外の者で、本学において引き続き3月以上専攻分野について教育又は研究に従事するもの又は外国人研究員のうちから、当該学部教授会等（各学部又は各研究科にあつては教授会又は研究科委員会、各機構にあつては機構管理委員会、評価室、男女共同参画推進室、地域課題学習支援センター及び山陰法実務教育研究センターにあつては教員人事小委員会をいう。）の議に基づき、学長が行う。</p> <p>2 前項の選考は、島根大学教員選考基準（平成16年島大規則第85号）に準拠し、客員教授にあつては本学の教授と、客員准教授にあつては本学の准教授と同等以上の資格があると認められる者について行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>議に基づかず、単に経るだけ</p> </div>

「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」について

平成〇年〇月〇日 学長決定

国立大学法人島根大学管理学則（平成16年島大学則第1号）第40条第2項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」については、次の各号に掲げるものとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 三 休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項
- 四 学部長候補者の選考に関する事項
- 五 島根大学名誉教授の推薦に関する事項

文科省の通知にある

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から実施する。

27/4/1から実施

参考事項

参考  
島根大学法文学部教授会規則より  
(審議事項)  
第2条 教授会は、次の事項を審議する。  
一 諸規則の制定及び改廃に関する事項  
二 教員の任免その他人事に関する事項  
三 予算に関する事項  
四 教育課程に関する事項  
五 授業及び試験等学業に関する事項  
六 学生の身分及び厚生補導に関する事項  
七 その他学部の教育、研究及び運営に関する事項

# 職員アンケートに見る法人化10年

---

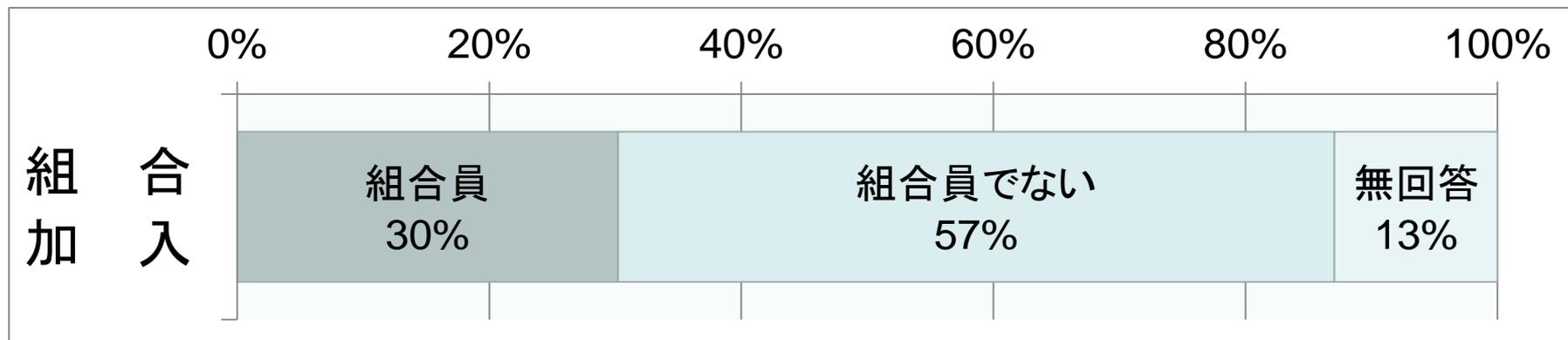
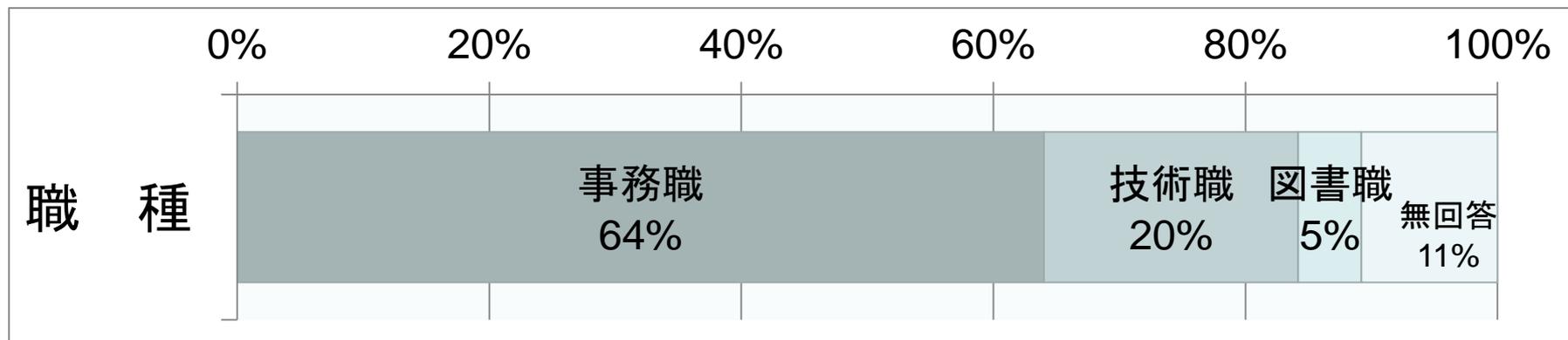
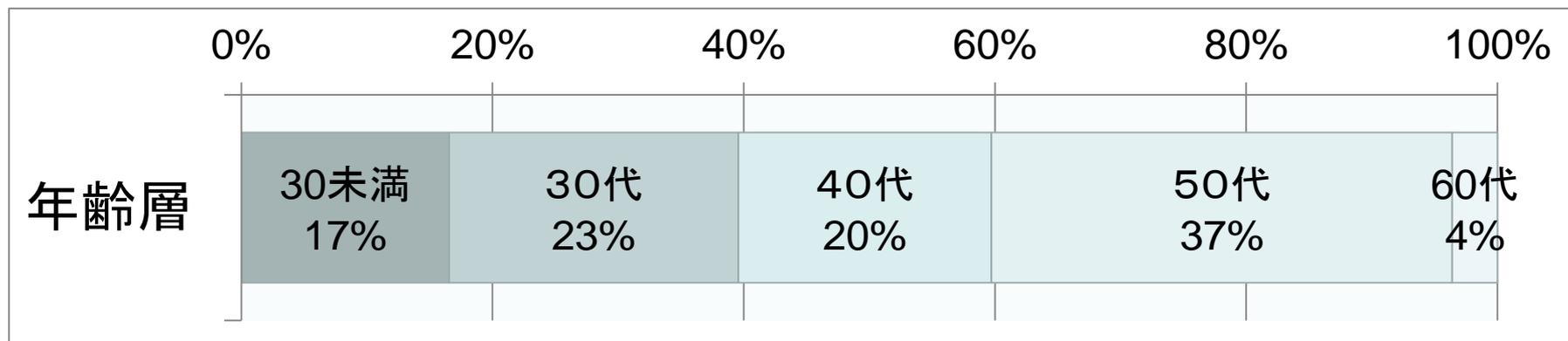
平成26年12月12日 学内教研資料  
島根大学職員組合職員支部

# アンケート概要

---

- 対象者：島根大学の一般職員（係員～部長）。ただし医療系を除く。
- 実施時期：平成26年11月14日～28日
- 回答率：34.5%（回答139／配布403）

# 設問1. あなた自身について (n=139)

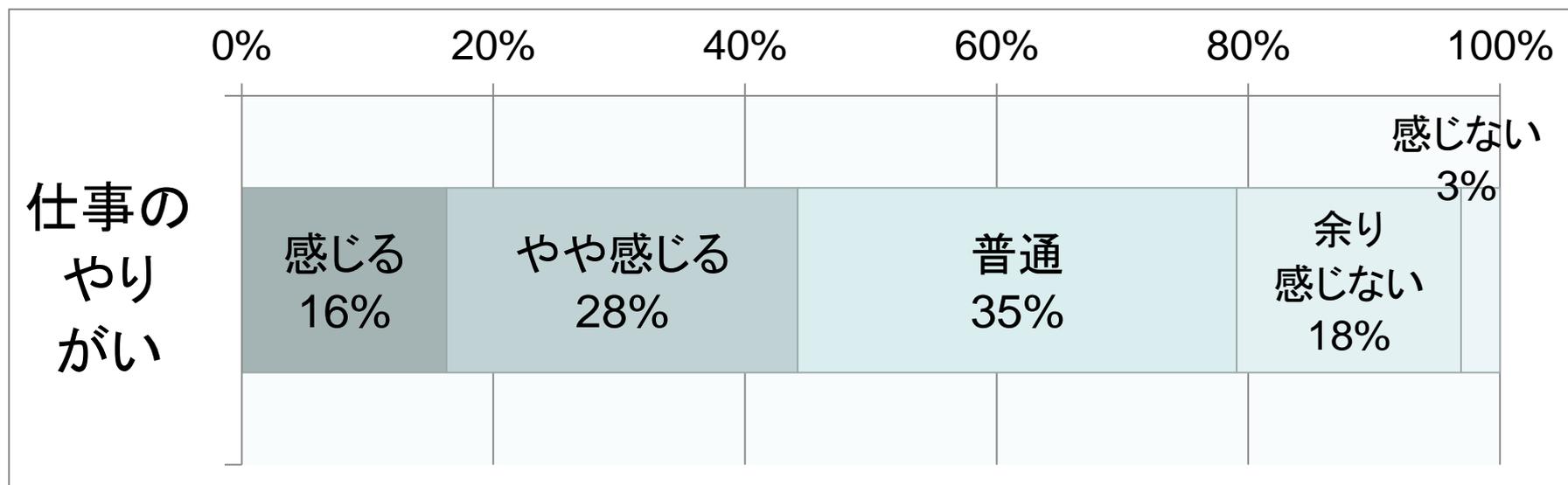
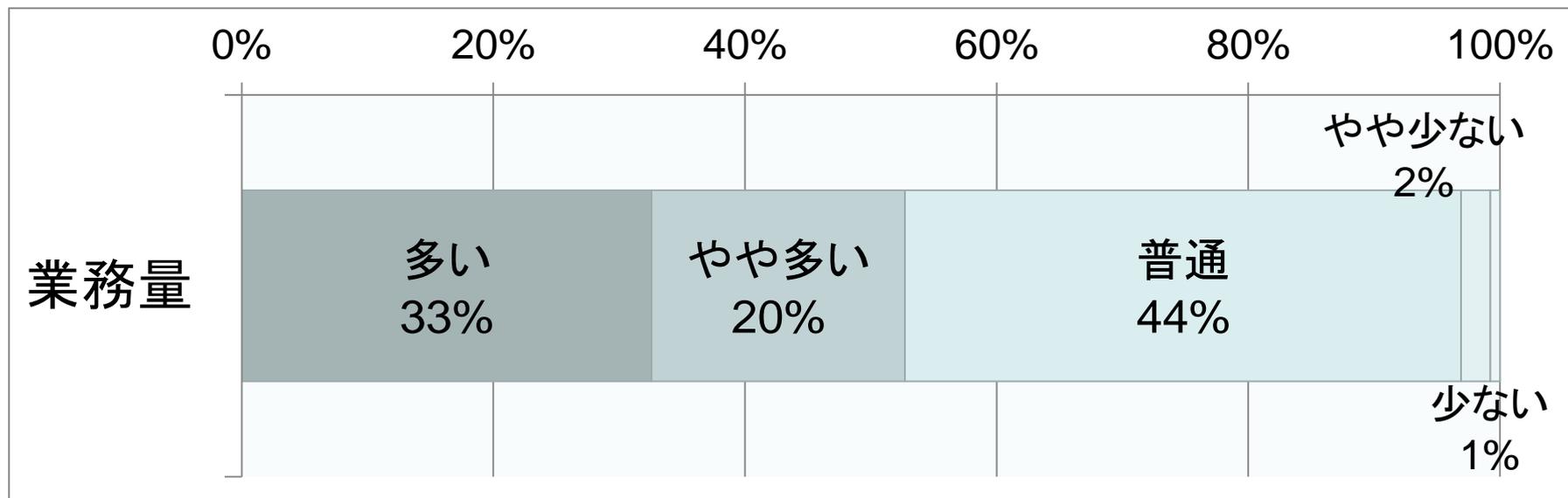


## 設問2. 法人化後の島根大学について

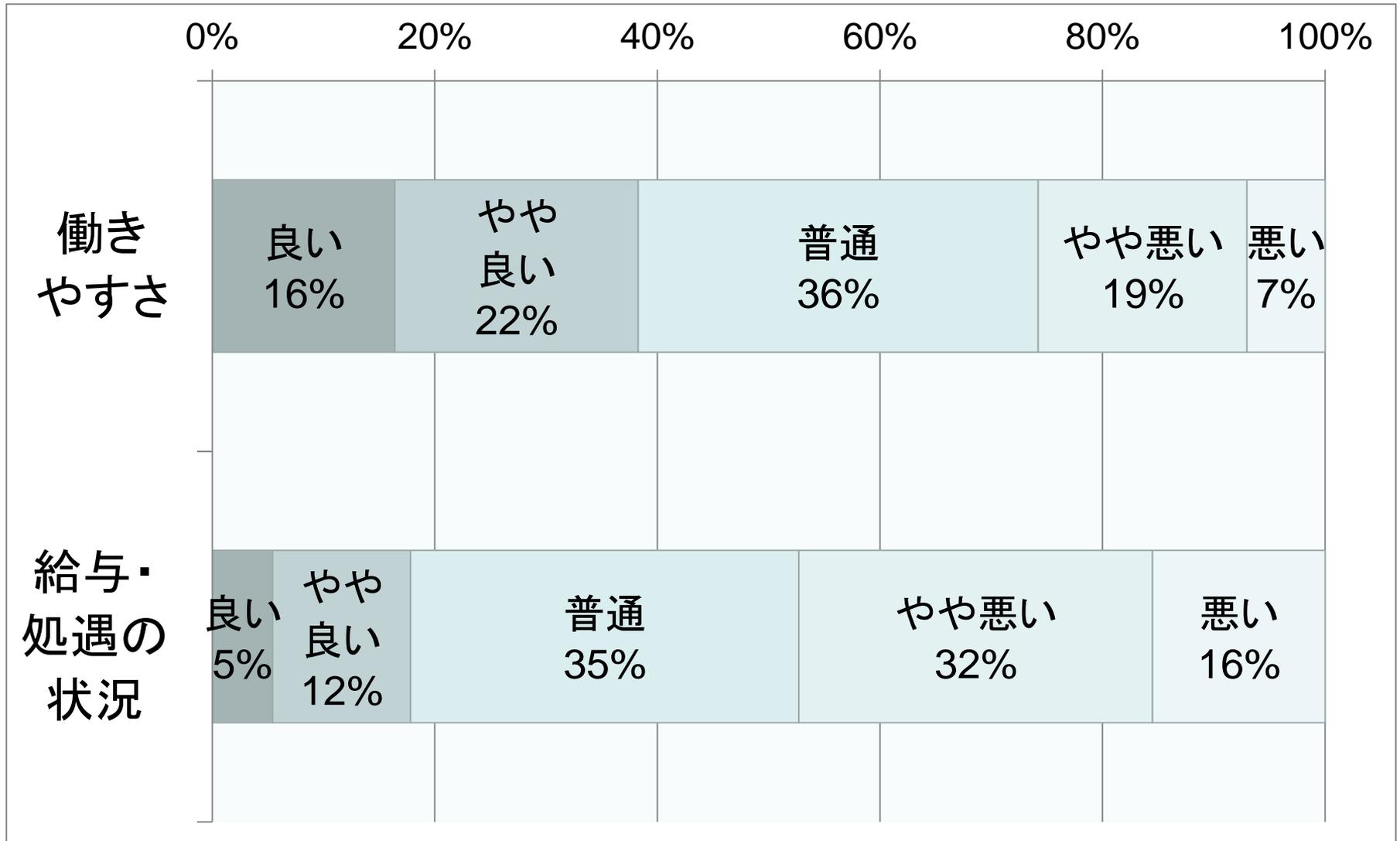
### 設問の構成

- 今の業務環境全般について考えを伺うため、「業務量」「仕事のやりがい」「働き易さ」「給与・処遇」の4項目を掲げて全員に質問
- 法人化前からの在籍者に、上記4項目が法人化の前後でどう変わったかを質問
- 職員に必要な実務能力（業務動向を踏まえて）
- 法人化が職員、職場に与えた影響（自由記述）

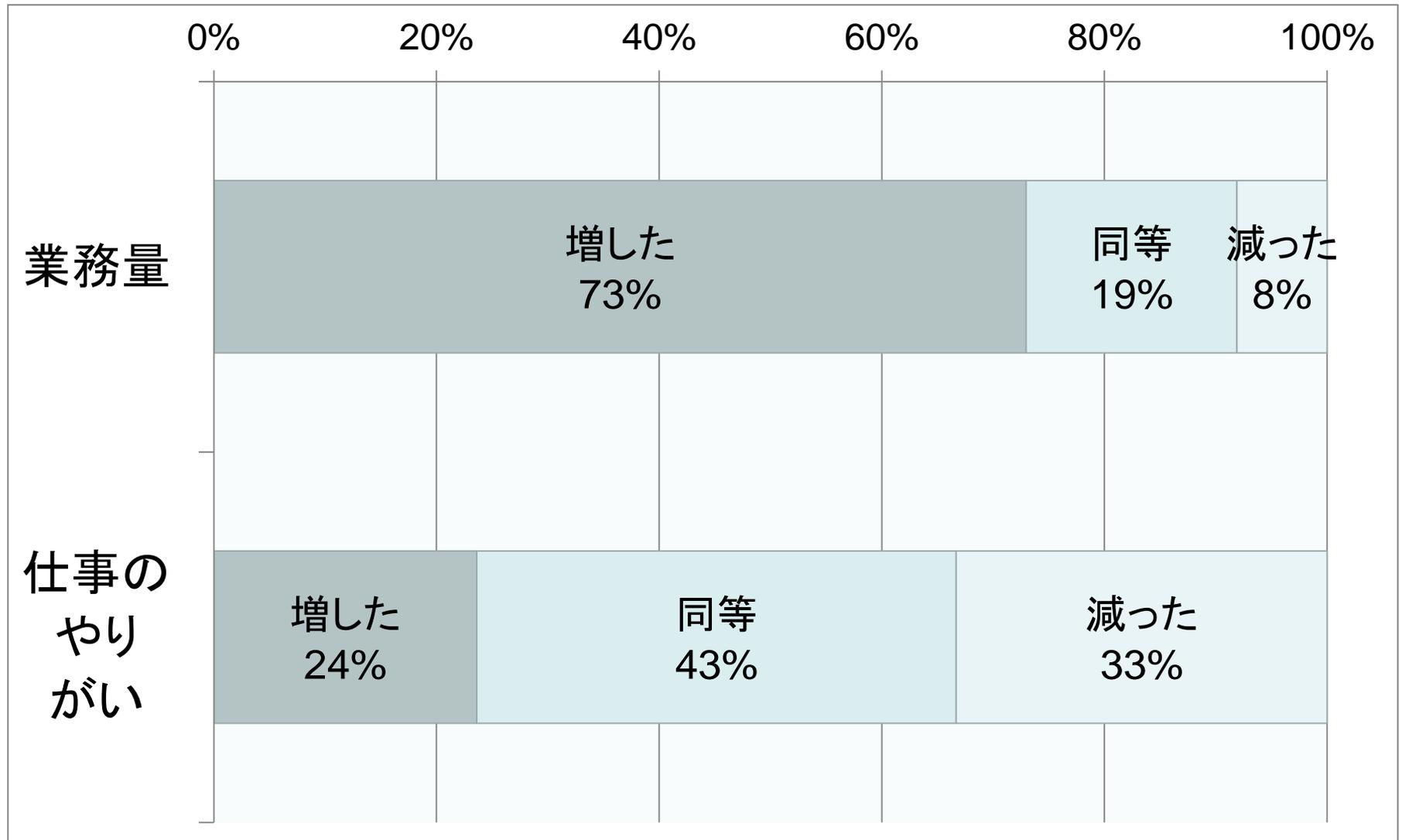
## 設問2-1. 現在の業務環境 (n=129)



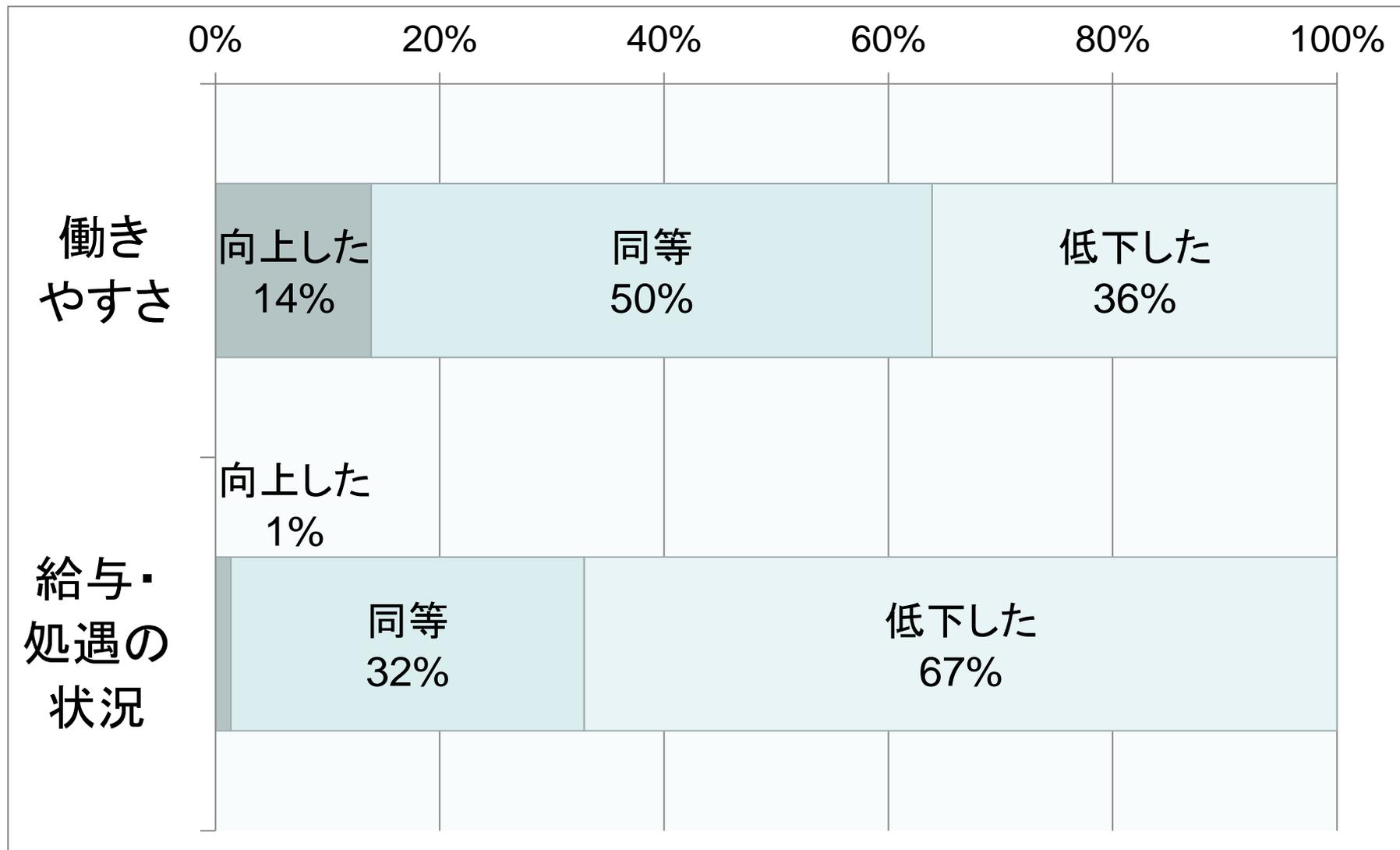
# 設問2-1. 現在の業務環境 (n=128,129)



## 設問2-2. 法人化前と後の業務環境の比較 (n=74,72)



## 設問2-2. 法人化前と後の業務環境の比較 (n=72,73)



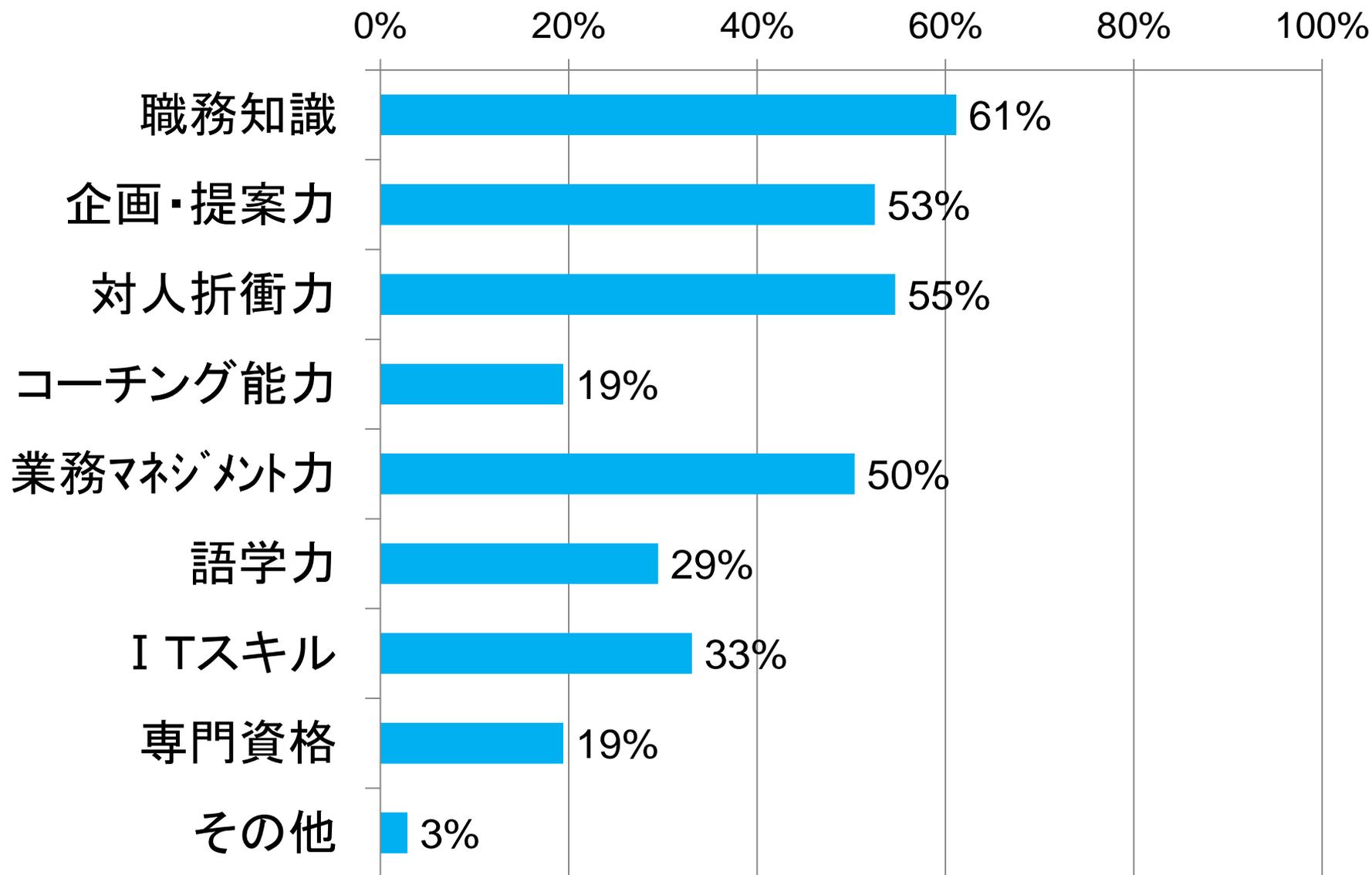
### 現在の業務環境

- ・ 職員の業務量はかなり多く、仕事のやりがいは結構あるが、給与処遇は低い方だと考えている

### 業務環境を法人化の前後で比較

- ・ 職員の業務量は増え、給与処遇は下がったとの見方が支配的である。仕事のやりがいの変化については見解が分かれた。働き易さは同等か、やや低下したとみている。

## 設問2-3. 職員に求められる実務能力（複数選択可）



### 肯定的意見

- 大学の自由裁量でできることが増えた
- 業務の効率化が図られた
- 積極性， 対外折衝の重要性の認識が高まった
- 良い意味でやりがいを持って、メリハリのある仕事スタイルになった（と先輩から聞いた）
- 専門知識・新知識を求められるようになった
- 民間労働者とのコミュニケーションが向上した

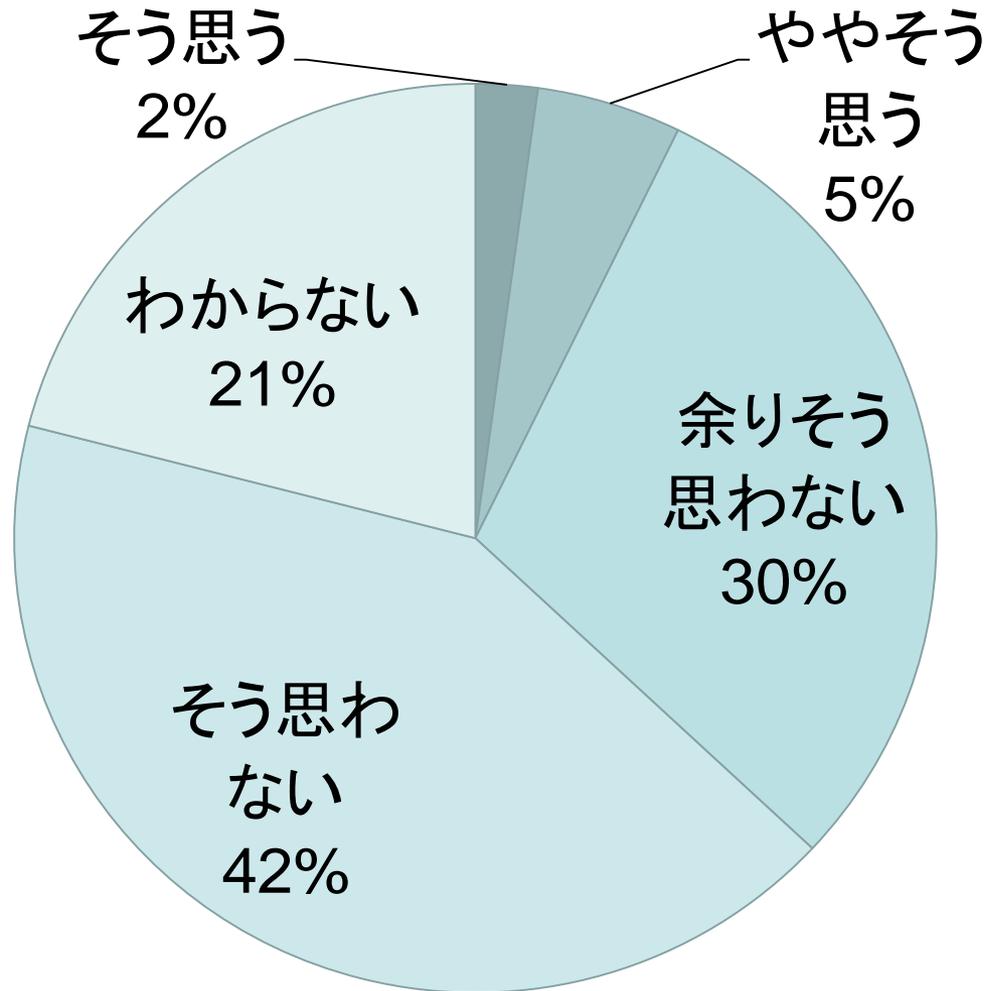
### 否定的意見

- 業務量が増える一方だ（大学の役割多様化で）
- 本務外の事務が増えた（労働衛生など）
- 多忙で仕事に関し新しい考えをする余裕なし
- 業務集中によるストレス，給与減で意欲低下
- 不安定な労働環境，横のつながり希薄化
- 評価主義で仕事がやりにくくなった
- トップダウンで重要な事が決まり，働く者の意見が反映されない
- 実際はヒモ付き業務が多く自由度は減っている

### その他の意見

- ・ 公務員的意識が残り，変革が進んでいない（危機感持つべき，民間の良い取組を導入すべき）
- ・ 法人化前採用と後採用の職員間の意識の差（双方から指摘あり）
- ・ 松江・出雲の統合は失敗だ（松江が旧態依然）

# 設問4-1. 新規事業の立案にあたり兵站\*が考慮されているか



\*実働部隊(教職員)の業務余力を検討し,不足時の増員・既存事業廃止等対策を立てる事

2014年度学内教研集会資料  
2014年12月12日(金)  
18:00～法文棟2F多目的室1

## 教育学部の現状

教育支部 栢野(かやの)彰秀

栢野彰秀

2013年9月～ 教職大学院設置準備委員会委員  
2014年4月～ 大学院改革検討委員会委員

北海道教育大学教職大学院の立ち上げ(2008年)に関与 元専任教員

## 2013年9月以前の状況

ミッションの再定義  
島根大学教育学部・教育学研究科  
の3つのポイント

- ・教職大学院の設置
- ・学校現場で指導経験のある大学教員  
現在 20% → 第3期末 30%(約8人増員)
- ・県内の小学校における占有率  
現在 28% → 第3期末 35%(分母は島根県内の小学校教員数)

## 最近の教育学部の動き

1000時間体験学習

- ・平成16年度 鳥取大学との再編・統合により「教員養成特化型学部」に改組
- ・平成20年度 大学院教育学研究科改組  
教育実践開発専攻 定員20名  
教育内容開発専攻 定員20名  
現職1年短期履修コース 定員若干名(内数)

教職大学院に近い学習内容・方法になるように改組

## 教育学部(当時)の改革計画

第3期中期目標計画(H28~33)中に改革

- ・学部 .. 学士教育課程の改革
- ・大学院 .. 教職大学院の設置  
教育実践開発専攻(教職大学院) 定員15人  
教育内容開発専攻 定員10人  
スクールカウンセラー養成専攻 定員5人

教職大学院と既存の大学院が併存

## 教職大学院設置工程(当時)

- ・ H25年度 県教委と連携 準備委員会設置  
教員組織の整備・文科省との協議
- ・ H28年度をめぐり 教職大学院の設置  
第3期中期目標計画(H28~33)中に改革

## 2013年12月頃の状況

文科省へ将来説明へ行った後

教職大学院の設置計画

H28年度をめぐり → H28年度に

H27年5月31日 設置計画書提出  
課程認定申請書提出  
H27年9月 入試(1次募集)  
H28年2月 入試(2次募集)

## 教職大学院

学位

専門職大学院 教職修士(専門職)  
既存の修士課程 修士(教育学)

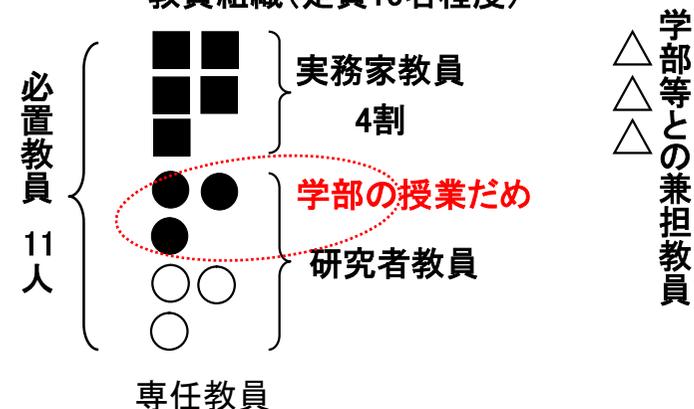
## 教職大学院の教育課程

履修領域		単位数等	
◎ 共通5領域	・教育課程の編成・実施	必修	10科目
	・教科等の実践的な指導方法		20単位
	・生徒指導・教育相談		
	・学級経営・学校経営		
	・学校教育・教員の在り方		
◎ 実習			10単位
◎ 選択科目(共通5領域)	選択必修		15単位以上
合計			45単位以上

小・中・高の全ての教科の専修免許OK

## 教職大学院

教員組織(定員15名程度)



## 教職大学院

5年に一度の認証評価

1. 設立の理念と目的 教職大学院評価規準より
2. 定員充足
3. 教員配置・授業内容・授業方法と形態・実習
4. 修了生の満足度・進路状況・学校地域への還元
5. 学生の満足度・教員採用試験対策
6. 担当教員の昇任人事・共同論文や著書の刊行・教員負担の偏り
7. 施設・設備(専用教室など)
8. 専属の事務組織・委員会と競技会の組織、財政的基盤、成果の公表
9. 教育状況についての点検・評価、組織的なFD
10. 教育委員会及び学校等との連携

## 教職大学院

認証評価の方法

認証評価委員による訪問調査

- ・担当者との面談
- ・授業視察
- ・学習環境の状況調査
- ・教育委員会関係者との面談(大学教員は同席せず)
- ・連携協力校校長との面談(大学教員は同席せず)
- ・学生との面談(大学教員は同席せず)
- ・修了生との面談(大学教員は同席せず)
- ・連携協力校の視察・調査
- ・関連資料の閲覧

### 2014年4月頃の状況

教育学部の改革計画(文科省への説明資料)

現行	新設・改組後
定員(40人)	定員(30人)
教育実践開発専攻(20人)	教職大学院(12人)
学習開発コース	現職教員 8人
臨床心理コース	学部新卒 4人
発達臨床コース	臨床心理専攻(5人)
教育内容開発専攻(20人)	教育内容開発専攻(13人)
言語系教育コース	学習開発コース
社会系教育コース	発達臨床コース
数理系教育コース	言語系教育コース
自然系教育コース	社会系教育コース
生活系教育コース	数理系教育コース
健康系教育コース	自然系教育コース
芸術系教育コース	生活系教育コース
	健康系教育コース
	芸術系教育コース

第3中期目標計画中に廃止して  
教職大学院に一本化

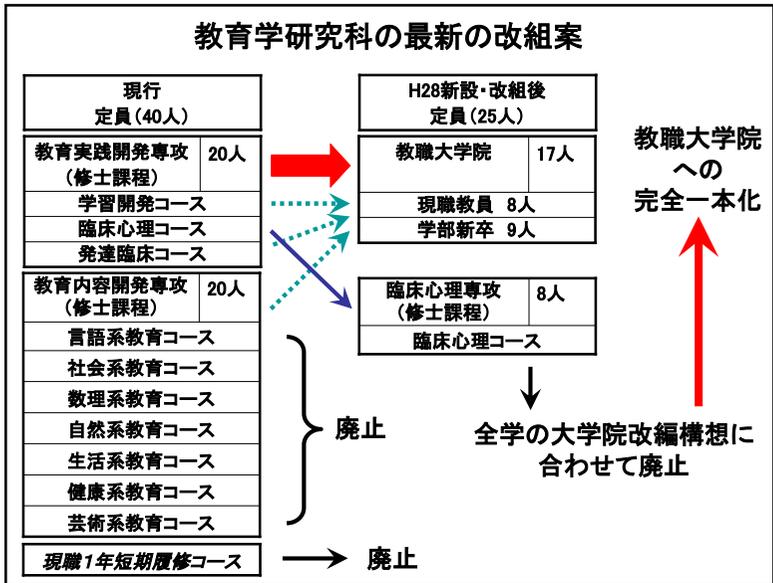
第3中期目標計画当初  
(平成28)に設置

2014年10月17日

文科省とのヒアリング

H28年度に  
教職大学院に一本化

既存の大学院と教職大学院の併存を認めない



### 教職大学院への一本化 によって見えてくる難課題1

◎ 教職大学院修了で小・中・高の全ての専修免許がOK  
 … (教職大学院で)教科専門の授業を受けなくても良い

① 教員定数減  
 院生定員 40人 → 25人  
 将来的に新「臨床心理専攻」8人の発展的解消

## 教職大学院への一本化 によって見えてくる難課題2

### ② 学部の改組

ミッションの再定義; .. 県内の小学校

教員占有率

- ... 教育学部は小学校教員養成に特化
- ... 中学・高等学校の教員は開放性の免許制度の下で、全学で養成

## 教職大学院への一本化 によって見えてくる難課題3

### ② 学部の改組(続き)

教育学部が小学校教員養成に特化した場合

小学校の課程認定のための教科に関する専任教員数

- ... 小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上
- ... 各教科1人の教科専門の教員がいればよい

## 教職大学院への一本化 によって見えてくる難課題4

### ② 学部の改組(続き)

入学定員問題

ミッションの再定義

現在の教員就職率68%

入学定員170人 × 68% = 116人

文科省の積算根拠の一つ

## 教職大学院への一本化 によって見えてくる難課題5

### ③ 教職大学院を設置し、学部を小学校教員養成に特化して改組(定員120人)したときの教員定数

学部約52人 + 教職大学院約16人

= 68人

現在の教育学部の専任教員数 83名

83-68+5=20人の教員はどうすればいいの？